

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第23号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1132万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年1月10日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実及び法令の適用は、別紙1のとおり、課徴金の計算の基礎は、別紙2のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年11月9日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項14号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第一部に上場されている黒崎播磨株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成23年7月22日午前9時1分ころから同月25日午後3時ころまでの2取引日及び同月29日午前9時1分ころから同年8月4日午後3時ころまでの5取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、C証券株式会社、D証券株式会社及びE証券株式会社を介し、自己名義及び自己の同族会社であったB社名義を用いて、自己及びB社の計算において、同時期に自己名義で売り注文と買い注文を同値で発注して対当させたり、同時期に自己名義の売り注文とB社名義の買い注文を同値で発注して対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計1029万5000株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

2 法令の適用

法174条の2第1項、159条2項1号、174条の2第6項1号、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の17第1項4号、法176条2項

(別表)

(単位：株)

番号	行為期間 (平成23年)	売付株数			買付株数		
		A名義		B社名義	A名義		B社名義
		C証券	D証券	E証券	C証券	D証券	E証券
1	7月22日09時01分 ～7月25日15時00分	996,000	313,000	743,000	996,000	313,000	743,000
2	7月29日09時01分 ～8月4日15時00分	5,047,000	2,628,000	568,000	5,047,000	2,628,000	568,000
小計		6,043,000	2,941,000	1,311,000	6,043,000	2,941,000	1,311,000
合計		10,295,000			10,295,000		

(別紙2)

3 課徴金の計算の基礎

法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表に掲げる事実につき

番号1の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ2,052,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(2,052,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(340円×8,000株+344円×1,000株+348円×16,000株
+349円×69,000株+350円×387,000株+352円×49,000株
+353円×50,000株+354円×141,000株+355円×61,000株
+359円×18,000株+360円×69,000株+361円×41,000株
+362円×94,000株+363円×194,000株+364円×170,000株
+365円×89,000株+366円×157,000株+367円×429,000株
+368円×9,000株)

－ (337円×5,000株+338円×10,000株+339円×23,000株
+340円×26,000株+341円×2,000株+342円×5,000株
+343円×8,000株+345円×23,000株+346円×53,000株)

$$\begin{aligned}
& +347 \text{ 円} \times 8,000 \text{ 株} + 348 \text{ 円} \times 68,000 \text{ 株} + 349 \text{ 円} \times 204,000 \text{ 株} \\
& + 350 \text{ 円} \times 82,000 \text{ 株} + 352 \text{ 円} \times 47,000 \text{ 株} + 353 \text{ 円} \times 123,000 \text{ 株} \\
& + 354 \text{ 円} \times 68,000 \text{ 株} + 355 \text{ 円} \times 27,000 \text{ 株} + 358 \text{ 円} \times 36,000 \text{ 株} \\
& + 359 \text{ 円} \times 82,000 \text{ 株} + 360 \text{ 円} \times 33,000 \text{ 株} + 361 \text{ 円} \times 87,000 \text{ 株} \\
& + 362 \text{ 円} \times 203,000 \text{ 株} + 363 \text{ 円} \times 84,000 \text{ 株} + 364 \text{ 円} \times 155,000 \text{ 株} \\
& + 365 \text{ 円} \times 149,000 \text{ 株} + 366 \text{ 円} \times 304,000 \text{ 株} + 367 \text{ 円} \times 137,000 \text{ 株} \\
& = 2,759,000 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額2,759,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、2,750,000円となる。

番号2の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ8,243,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(8,243,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned}
& (375 \text{ 円} \times 81,000 \text{ 株} + 376 \text{ 円} \times 16,000 \text{ 株} + 377 \text{ 円} \times 130,000 \text{ 株} \\
& + 378 \text{ 円} \times 69,000 \text{ 株} + 379 \text{ 円} \times 332,000 \text{ 株} + 380 \text{ 円} \times 23,000 \text{ 株} \\
& + 381 \text{ 円} \times 22,000 \text{ 株} + 382 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 383 \text{ 円} \times 191,000 \text{ 株} \\
& + 384 \text{ 円} \times 245,000 \text{ 株} + 385 \text{ 円} \times 261,000 \text{ 株} + 386 \text{ 円} \times 183,000 \text{ 株} \\
& + 387 \text{ 円} \times 364,000 \text{ 株} + 388 \text{ 円} \times 50,000 \text{ 株} + 389 \text{ 円} \times 239,000 \text{ 株} \\
& + 390 \text{ 円} \times 178,000 \text{ 株} + 391 \text{ 円} \times 12,000 \text{ 株} + 393 \text{ 円} \times 288,000 \text{ 株} \\
& + 394 \text{ 円} \times 135,000 \text{ 株} + 395 \text{ 円} \times 568,000 \text{ 株} + 398 \text{ 円} \times 88,000 \text{ 株} \\
& + 399 \text{ 円} \times 232,000 \text{ 株} + 400 \text{ 円} \times 416,000 \text{ 株} + 401 \text{ 円} \times 132,000 \text{ 株} \\
& + 402 \text{ 円} \times 51,000 \text{ 株} + 403 \text{ 円} \times 312,000 \text{ 株} + 404 \text{ 円} \times 195,000 \text{ 株} \\
& + 405 \text{ 円} \times 95,000 \text{ 株} + 406 \text{ 円} \times 206,000 \text{ 株} + 407 \text{ 円} \times 193,000 \text{ 株} \\
& + 408 \text{ 円} \times 216,000 \text{ 株} + 409 \text{ 円} \times 91,000 \text{ 株} + 410 \text{ 円} \times 360,000 \text{ 株} \\
& + 411 \text{ 円} \times 168,000 \text{ 株} + 412 \text{ 円} \times 284,000 \text{ 株} + 416 \text{ 円} \times 25,000 \text{ 株} \\
& + 417 \text{ 円} \times 139,000 \text{ 株} + 419 \text{ 円} \times 193,000 \text{ 株} + 420 \text{ 円} \times 190,000 \text{ 株} \\
& + 421 \text{ 円} \times 80,000 \text{ 株} + 423 \text{ 円} \times 122,000 \text{ 株} + 425 \text{ 円} \times 242,000 \text{ 株} \\
& + 426 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 428 \text{ 円} \times 12,000 \text{ 株} + 429 \text{ 円} \times 60,000 \text{ 株} \\
& + 430 \text{ 円} \times 47,000 \text{ 株} + 431 \text{ 円} \times 124,000 \text{ 株} + 432 \text{ 円} \times 239,000 \text{ 株} \\
& + 433 \text{ 円} \times 119,000 \text{ 株} + 434 \text{ 円} \times 216,000 \text{ 株}) \\
& - (375 \text{ 円} \times 102,000 \text{ 株} + 376 \text{ 円} \times 86,000 \text{ 株} + 377 \text{ 円} \times 140,000 \text{ 株} \\
& + 378 \text{ 円} \times 137,000 \text{ 株} + 379 \text{ 円} \times 246,000 \text{ 株} + 380 \text{ 円} \times 35,000 \text{ 株} \\
& + 381 \text{ 円} \times 58,000 \text{ 株} + 382 \text{ 円} \times 234,000 \text{ 株} + 383 \text{ 円} \times 126,000 \text{ 株}
\end{aligned}$$

+384 円×131,000 株+385 円×334,000 株+386 円×322,000 株
+387 円×244,000 株+388 円×96,000 株+389 円×87,000 株
+390 円×35,000 株+391 円×62,000 株+392 円×201,000 株
+393 円×321,000 株+394 円×309,000 株+395 円×85,000 株
+396 円×20,000 株+397 円×87,000 株+398 円×361,000 株
+399 円×229,000 株+400 円×97,000 株+401 円×117,000 株
+402 円×243,000 株+403 円×169,000 株+404 円×215,000 株
+405 円×201,000 株+406 円×275,000 株+407 円×190,000 株
+408 円×153,000 株+409 円×91,000 株+410 円×320,000 株
+411 円×137,000 株+412 円×134,000 株+414 円×25,000 株
+415 円×30,000 株+416 円×101,000 株+418 円×190,000 株
+419 円×165,000 株+420 円×92,000 株+422 円×139,000 株
+423 円×33,000 株+424 円×152,000 株+425 円×62,000 株
+426 円×11,000 株+428 円×46,000 株+429 円×53,000 株
+430 円×128,000 株+431 円×122,000 株+432 円×255,000 株
+433 円×159,000 株+434 円×50,000 株)

=8,574,000 円

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円
の合計額8,574,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切
捨て、8,570,000円となる。